

東濃圏域ドメスティックバイオレンス防止協議会設置要綱

(目的)

第1条 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。また、被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制整備と関係機関の連携を図ることを目的として「東濃圏域ドメスティックバイオレンス防止協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために以下の事務を所掌する。

- 一 配偶者からの暴力の防止、早期発見、早期対応及び援助のための関係機関の連携の推進に関すること。
- 二 配偶者からの暴力の防止に係る県民等への周知、啓発に関すること。
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関して、見識を有する者で構成する。

2 委員は、別表1に掲げる者についてはその職にある者を充て、別表2に掲げる者については各機関又は団体から推薦のあった者とする。

(会長)

第4条 協議会の会長は、東濃県事務所長を充てるものとする。

- 2 会長は、協議会を招集し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、東濃県事務所福祉課に置き、恵那県事務所福祉課はこれを補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年3月15日から施行する。

この要綱は、平成19年2月26日から施行する。

この要綱は、平成23年1月25日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

民生・児童委員 1名	岐阜県民生委員児童委員協議会の東濃ブロック代表理事 の職にある者
社会福祉施設 3名	麦の穂学園園長 サニーヒルズみずなみ次長 はなの木苑次長
警察署 3名	東濃圏域各警察署の生活安全課長
市町村 5名	東濃圏域内各市の女性保護担当課長
教育事務所 1名	東濃教育事務所教育支援課長
保健所 2名	東濃保健所及び恵那保健所の健康増進課長
女性相談支援センター 1名	女性相談支援センター所長
子ども相談センター 1名	東濃子ども相談センター家庭支援課長
県事務所 3名	東濃県事務所長 東濃県事務所福祉課長 恵那県事務所福祉課長

別表 2

医師会 3名	東濃圏域各医師会代表
-----------	------------

東濃圏域ドメスティックバイオレンス防止協議会取扱要領

「東濃圏域ドメスティックバイオレンス防止協議会」（以下協議会という。）に関する取扱いについては、「東濃圏域ドメスティックバイオレンス防止協議会設置要綱」（以下要綱という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

1 要綱第3条関係

(1) 委員の任期等

- ① 委員が任期の途中、別表1の各職を退いた場合にはその後任の者を委員とする。
- ② 委員の任期は2年間とする。ただし、①により新たに委員として選任された委員については前任者の残任期間とする。
なお、設立当時の委員の任期は、平成16年3月31日とする。
- ③ 委員は再任を妨げないものとする。

2 要綱第5条関係

協議会の事務は、東濃県事務所福祉課において行うものとする。

附 則

この要領は、平成14年3月15日から施行する。

この要領は、平成15年2月14日から施行する。

この要領は、平成16年2月27日から施行する。

この要領は、平成19年2月26日から施行する。

この要領は、平成27年4月 1日から施行する。